⑵　沖縄総合事務局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち「暖冷房衛生設備工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における建築工事に係る一般競争参加資格認定の際に、客観的事項（共通事項）について算出した点数（経営事項評価点数）が、1,100点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては1,000点）以上であること。

⑸　単体有資格業者、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、特定ＪＶの代表者及び特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記に示す「同種工事」の施工実績を有すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする（下記１）～３）の施工実績にあげた工事の発注機関は、公共・民間を問わない。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

当該実績が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）単体有資格業者は、平成18年４月１日以降に、次に掲げる㋐の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

２）経常ＪＶにあっては、構成員の１社以上が、平成18年４月１日以降に、次に掲げる㋐の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

３）特定ＪＶの代表者は、平成18年４月１日以降に、次に掲げる㋐の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、平成18年４月１日以降に、次に掲げる㋑の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

㋐　単体有資格業者、経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの代表者に求める「同種工事」は、次の①から④の要件を満たす施工実績を有すること。

①　建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途

ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）10,000㎡以上の事務所又は庁舎

ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）10,000㎡以上の建築物において事務室、会議室、研修室、研究室（実験室は除く）の合計面積が過半を超えるもの

②　階数　地上５階以上

③　工事種目　空気調和設備又は給水・排水設備

④　工事内容　新築工事又は増築工事

上記①から④までは同一建築物の実績であること。また、②については主要な構造とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。③については配管・機器・据付・試験・調整を含む工事であること。また、パッケージ型空気調和機は実績とは認めない。

㋑　特定ＪＶの代表者以外の構成員に求める「同種工事」は、次の①から④の要件を満たす施工実績を有すること。

①　建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途

ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）3,000㎡以上の事務所又は庁舎

ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）3,000㎡以上の建築物において事務室、会議室、研修室、研究室（実験室は除く）の合計面積が過半を超えるもの

②　階数　地上３階以上

③　工事種目　空気調和設備又は給水・排水設備

④　工事内容　新築工事又は増築工事

上記①から④までは同一建築物の実績であること。また、②については主要な構造とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。③については配管・機器・据付・試験・調整を含む工事であること。また、パッケージ型空気調和機は実績とは認めない。

⑹　単体有資格業者及び経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの代表者、特定ＪＶの代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定できる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

１）配置予定技術者は次に示す①、②のいずれかの資格を保有する者であること。

①　１級管工事施工管理技士又は国土交通大臣若しくは建設大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定した者。

②　技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）。

技術士（電気電子部門、建設部門）または総合技術監理部門（電気電子部門、建設部門）。

２）平成18年４月１日以降に、下記に示す「同種工事」の施工経験を有すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする（下記①から③の施工経験にあげた工事の発注機関は、公共・民間を問わない。共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

当該工事の経験が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、配置予定技術者が、評価対象期間（平成18年度～令和２年度）に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（評価対象期間）を延長する。（詳細は入札説明書による。）

①　単体有資格業者の配置予定技術者にあっては、平成18年４月１日以降に、上記⑸㋐に掲げる工事を元請けとして完成・引渡しが完了した経験を有する者であること。

②　経常ＪＶの配置予定技術者にあっては、構成員の１社以上が、平成18年４月１日以降に、上記⑸㋐に掲げる工事を元請けとして完成・引渡しが完了した経験を有する者であること。

③　特定ＪＶの代表者の配置予定技術者にあっては、平成18年４月１日以降に、上記⑸㋐に掲げる工事を元請けとして完成・引渡しが完了した経験を有する者であること。

代表者以外の構成員の配置予定技術者にあっては、平成18年４月１日以降に、上記⑸㋑に掲げる工事を元請けとして完成・引渡しが完了した経験を有する者であること。